

議員全員協議会会議録

平成28年 4 月 7 日

宮 古 市 議 会

平成28年4月宮古市議会議員全員協議会会議録目次

(4月7日)

議事日程..... 1

出席議員..... 2

欠席議員..... 2

説明のための出席者..... 2

議会事務局出席者..... 2

開 会..... 4

説明事項（１）..... 4

閉 会.....34

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成28年4月7日（木曜日） 午後3時00分
場 所 議事堂 本会議場

○

事 件

〔説明事項〕

（１）宮古市中心市街地拠点施設整備事業について

出席議員（27名）

1番	今村正君	2番	小島直也君
3番	近藤和也君	4番	佐々木清明君
5番	白石雅一君	6番	鳥居晋君
7番	中島清吾君	8番	伊藤清君
9番	内館勝則君	10番	北村進君
11番	佐々木重勝君	12番	須賀原千エ子君
13番	高橋秀正君	14番	橋本久夫君
15番	古館章秀君	16番	工藤小百合君
17番	坂本悦夫君	18番	長門孝則君
19番	佐々木勝君	20番	落合久三君
21番	竹花邦彦君	22番	松本尚美君
23番	坂下正明君	25番	藤原光昭君
26番	田中尚君	27番	加藤俊郎君
28番	前川昌登君		

欠席議員（1名）

24番	茂市敏之君
-----	-------

説明のための出席者

説明事項（1）

市長	山本正徳君	副市長	山口公正君
総務部長 兼都市整備部長	滝澤肇君	企画部長	山崎政典君
市民生活部長	岩田直司君	復興推進課長	多田康君
環境課長	高尾淳君	都市計画課長	中村晃君
復興推進課 拠点施設 推進室長	岩間健君	復興推進課 拠点施設 推進室主任	竹田真人君
環境課副主幹	佐々木直君	都市計画課 副主幹	川原栄司君
都市計画課主査	巖岩博之君	東日本旅客鉄道 株式会社社員 執行役員 盛岡支社長	嶋誠治君
東日本旅客鉄道 株式会社社長 設備部長	竹島博昭君	東日本旅客鉄道 株式会社 設備部工事課長	相川信之君
東日本旅客鉄道 株式会社社長 総務部長	丹羽健君	東日本旅客鉄道 株式会社 総務部企画室長	菊池英雄君

議会事務局出席者

事務局 長 野 崎 仁 也
主 査 菊 地 政 幸

次 長 佐々木 純 子

開 会

午後3時00分 開会

○議長（前川昌登君） それでは、ただいまから議員全員協議会を開会します。

ただいままでの出席は27名でございます。会議は成立しております。

次第に従いまして会議を進めてまいります。

○

説明事項（１） 宮古市中心市街地拠点施設整備事業について

○議長（前川昌登君） 説明事項の（１）、宮古市中心市街地拠点施設整備事業についてですが、本日は説明員としてＪＲ東日本盛岡支社嶋盛岡支社長さんを初め、5名の皆様に出席をいただいております。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

それでは、内容について説明願います。

山本市長。

○市長（山本正徳君） それでは、本日は宮古市が進めております中心市街地拠点施設整備事業のうち、施設の建設に関する現段階の対応状況について説明をさせていただきます。

初めに、事業計画地におけるＪＲ東日本様の施工に係る汚染土処理の工程について、ＪＲ東日本盛岡支社様から説明をいただきます。

次に、拠点施設の建設につきまして、公募型プロポーザル方式で選定した設計・施工者との基本協定締結、及び実施設計業務委託契約などの状況につきまして、企画部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

本事業は、今後のまちづくりにおきまして、非常に重要な事業だと認識をいたしております。引き続き、市民の参画と協働及び情報の開示に努めるとともに、ご意見やご提言を受けとめながら事業を実施してまいります。

議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（前川昌登君） それでは、初めに土壤汚染の処理工程について、ＪＲ東日本様より説明願います。

嶋盛岡支社長。

○東日本旅客鉄道株式会社執行役員盛岡支社長（嶋 誠治君） ＪＲ東日本盛岡支社長の嶋でございます。日ごろから当社の業務に対しまして、ご理解、ご支援いただいておりますことを、この場をかりて御礼を申し上げます。

では早速ですが、宮古駅周辺整備に伴う土壤汚染の処理工程についてということで、状況についてお話をさせていただきたいと思います。

まず、宮古駅周辺整備に伴う土壤汚染処理につきましては、平成27年9月から手続や処理作業を始めました。着手後には、予期せぬ事象等がありましたけれども、当初予定しておりました平成28年3月末までの完了を目指し、急ピッチで作業を進めてまいりました。

しかしながら、結果として年度内の作業終了に至りませんでした。この場をおかりして、ご心配とご迷惑をおかけしていますことをおわび申し上げますとともに、これまでの経緯と、そして今後の予定について説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、内容につきましては設備部長の竹島から説明をさせます。

○議長（前川昌登君） 竹島設備部長。

○東日本旅客鉄道株式会社設備部長（竹島博昭君） ＪＲ東日本盛岡支社設備部の竹島と申します。よろしくお願い願

いをいたします。

それでは、宮古駅周辺整備に伴う土壌汚染の処理工程につきまして、これまでの経緯と今後の予定についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料1をごらんいただきたいというふうに思います。

まず、1項の工事着手前の工事計画でございます。

宮古市様にお買いいただいたJ R宮古駅構内の土地におきまして、弊社が施工する工事といたしましては、建物等の撤去及び土壌汚染の処理がございしますが、これらにつきましては、工事着手前、当初の計画といたしましては、建物等の撤去を平成28年2月中に完了し、また土壌汚染処理につきまして3月中に完了する計画といたしておりました。

続きまして、2項の工事着手後の状況についてでございます。

土壌汚染処理に先立ちまして、旧機関車庫の基礎、あるいはピットの撤去を行いました。実際に工事を進めてみますと、土の中に埋まっておりました部分が想定していたよりも大きく、その撤去と発生したコンクリートの塊、あるいは破片、いわゆるコンクリートがらでございますが、その処理に時間を要してしまいました。

画面の写真をごらんいただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

これは、掘り出したコンクリートの基礎を小割りにしまして、バックホーでダンプトラックに積み込んでいくところでございます。

資料にお戻りください。

2項(2)でございますが、土壌汚染の処理に当たりましては、沿岸各地で進められております復興事業の影響などもございまして、現地内に必要な処理設備、具体的には土を掘る際ににじみ出てくる水の濁りを取るものですとか、あるいは掘った土の水分を取り除いて重機で扱いやすく、あるいはダンプトラックで運びやすくするものでございますが、これらの設備の手配に時間を要し、掘削が思うように進められない状況となりました。

また、同じく復興事業の影響などによりまして、土壌汚染処理業者の受け入れが追いつかなくなり、掘った土を十分に処理業者に運び出すことができない状況となりました。

そこで、お売りした土地の中での作業を、一刻も早く完了させるため、掘った土をお売りした土地の外の弊社用地内に一旦仮置き、集積し、その後に土壌汚染処理業者に運び出す計画に変更をいたしました。

次の写真をごらんください。

これは、宮古駅東側の弊社用地内に仮置き場をつくって、掘った土を仮置きしている写真でございます。

資料にお戻りください。

続いて、3項目の現在の状況と完了までのスケジュールでございます。

昨日、4月6日現在の状況でございますが、建物等の撤去は、平成28年2月26日に既に完了しております。汚染土壌の掘削及び弊社の仮置き場への搬出につきましては、土壌汚染処理が必要な27区画のうち25区画が終了をしております。

2枚目の資料をごらんいただきたいというふうに思います。

これは、宮古駅構内の平面略図でございますが、中央付近の緑の線で囲った部分が宮古市様にお売りした範囲でございます。その中の赤で塗りつぶした部分が、掘削が終了していない区画でございます。左寄りに2つの区画が残っておりますが、実は、この2つの区画の間に深い区画があり、シートパイルで土どめを施しながらこ

れまで掘削を行ってきました。昨日、その深い区画を掘り終わりましたので、本日から残った2つの浅い区画でございますが、これの掘削に取りかかっているところでございます。

残っている区画の数は2つでございますが、これを土の体積に直しますと、掘削が終わったものが約5,100m³でございまして、これは全体の約96%に相当します。残り4%につきまして、ただいま掘削に取り組んでいるところでございます。

また、平面図の右側中央の青い線で囲った部分でございますが、これが先ほど写真でござらんをいただいた、今ほど写真で出ております弊社用地内に設置した仮置き場でございます。

1枚目の資料にお戻りください。

3の(2)にまいります。

このような状況でございますので、4月7日以降の売却地内での作業終了までのスケジュールといたしましては、残りの2区画の掘削と、及び弊社用地内への仮置きにつきましては、4月10日までに完了をいたします。埋め戻しにつきましては、現在も掘削が完了した箇所から順次進めておりますが、全ての区画の埋め戻しにつきましては、4月25日までに完了をいたします。並行して、シートパイルなどの土止め工の撤去、あるいは仮設した工事用通路などの撤去を進めまして、全ての作業は4月29日までに完了をいたします。

資料の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。この件について何か質問があれば、挙手願います。

落合久三君。

○20番（落合久三君） 落合といいます。幾つか質問をさせていただきます。

工事の進捗を、私もきのう8時半ごろから30分、最近でいえばずっと眺めておりました。そこで最初の質問は、仮置き場、写真でも出ましたが、きのう行ったときもこういうふうには仮置き場に置いていいのかなというちょっと懸念を感じたのは、取り除いた土壌が全部ではないですが、外側は確かにブルーシートの上に乗った状態でこういうふうにはなっているんですが、半分ぐらいはむき出しになっているというふうに、きのう見たんですが、聞きたいのは、鉛やヒ素をああいう感じで仮置き場に置いておくというのは、本当に適切なのかなと。しかも、きょうは雨が降っていますよ。流出しないのかという率直な疑問があります。

そこで、県の保健所は、鉛、ヒ素の仮置き場を、どういう方法で一時的に仮置き場に置くという指導をされているのでしょうか。

○議長（前川昌登君） 竹島設備部長。

○東日本旅客鉄道株式会社設備部長（竹島博昭君） 仮置き場の構造につきましては、汚染土の成分が土の中に浸透しないように遮水シートを敷きまして、その上に汚染土を置いてございます。また、風による飛散ですとか、雨による流出がないように、ブルーシートで覆いながら作業をしているという状況でございます。

作業をしながらの処置になりますので、一部天候によっては、その土の置いた上にさらに土を載せるという作業の手順になりますので、全てがブルーシートということにはなってございませんが、いずれにしても、仮置き場につきましては、流出、あるいは飛散のないような処置を施した上で施工をしております。

以上でございます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 今ちょっと言葉尻を捉えるようで申しわけないですが、私きのう直近では、きのう見た中では、今の竹島さんが話されるような方法ではないですよ。半分以上むき出しになっていますよ。しかも、き

ようは朝から雨が降っている。一般論ではなくて、ヒ素、鉛、第二種有害物質なわけですから、この処理の仕方は相当厳格なはずです。私が今聞いたのは、保健所はどういう指導をしているんですかというのに一言も答えておりませんが、そこをまずきちっと話をしてください。

○議長（前川昌登君） 竹島設備部長。

○東日本旅客鉄道株式会社設備部長（竹島博昭君） 仮置き場の構造などにつきましては、宮古市様と行政様のご指導いただきながら施工をしているところでございます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） いや、そういうことを聞いたのではないです。

県は、許認可の管理の指導責任を持っている県の保健所からは、一時仮置き場にどういうふう処理するよう言われているんですか。

つまり、何回も言いますが、私がきのう見た範囲では、完全に覆われているというにはとてもそうはなっていないですよ。何だったら写真見せますか、むき出しになっていますよ。雨が降ったり、現実にはきょう風が吹いたら、今もう流出しているんじゃないですか、その辺に。という心配があるので、余りにもずさんじゃないかなという思いで聞いているんです。保健所はどういう指導しているかを明確にお答えください。

市のほうがわかるのであれば、市のほうで。

○議長（前川昌登君） 岩田市民生活部長。

○市民生活部長（岩田直司君） 落合議員さんおっしゃるとおり、その工事の状況について、私ども市民生活部の中の環境課のほうでも心配になって県のほうにもお尋ねをしております。県の考え方とすれば、遮水シートを敷いて鉄板を置くということで、仮置き場については最低限度のものは守られているというふうにお聞きしておりました。

私どもとしても、雨は降って、その土砂が流出しないようにということでブルーシートを敷くようにということで、それはJ Rさんのほうにお願いしているところでございますので、法令的に言うと、現状の仮置き場については、法的に言えばクリアされているという認識を持っているところです。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 市民生活部長もちょっとそういう答弁ではなくて、市民生活部長はここ数日見ていますか。数日でなくても、どういうふうに仮置き場に処理されているか、実際見えていますか。嶋さん、見えていますか、あなたは。そういうふうになっていないですよ……ごめんなさい。そこも含めて、きちっと答弁してもらわないと、私はやっぱりまずいと思いますよ。

もっと言えば、岩手県はそういうのを放置しているのかと。県の指導責任にまで発展する問題を抱えている、私はそういう認識で見えております。だから、事はそんな簡単なことではないと思うので聞いているんですが、市民生活部長は見えていますか、現場を。

○議長（前川昌登君） 岩田市民生活部長。

○市民生活部長（岩田直司君） ちょっと私も、きのう、おとといと出張でしたけれども、毎日朝出勤するたびに現地を調査したり、日中でも時間があれば行って見ております。

確かに議員がおっしゃるとおり、当初むき出しの部分等がありました。その中で、協議の最中で、そこは都市計画課のほうにもお話をしながら、雨が当たらないような状況をできるだけつくってほしいということは、J Rさんのほうに要望していたところでございます。

○20番（落合久三君） この問題では、ちょっと私が期待しているような答弁には、押し問答ではないですが、ちょっと期待できないので、議長におかれましては、私は県が、岩手県は、この有害物質の処理に当たっては事業をやっているJRや、またはいろいろ協議している土地を購入した宮古市に対して、どういう方法で、この処理をすべきだというふうに言っているのか。私は、そこをきちっと県の指導の中身、こういうふうにすべきだというのは明確にあるはずですので、推測では私も言いませんので、それをちゃんと資料として出してもらうようお願いしたいですが、議長におかれましてはいいでしょうか。

○議長（前川昌登君） はい、わかりました。

○20番（落合久三君） そうでないと、あのままの状態、くどいようですが、半分以上むき出しのままに置かれていますよ。万が一、ああいう場所に子供さんなんかが行って、そういうものに触れたり、ないとは思いますが、何かのはずみでそういうものが体にさわったり口に入ったら、別の問題が起きるじゃないですか。洗濯排水が流れたというそういう問題ではないので聞いているので、この点はきちっと対応してもらいたいというふうにして、この場ではこの問題は以上でとどめます。

それからもう一つ、JRさんにお聞きしたいのは、この有害物質を、その搬出する先はどこに行っているんでしょう。あわせて、この処理業者、受託業者はどこでしょうか。

○議長（前川昌登君） 竹島設備部長。

○東日本旅客鉄道株式会社設備部長（竹島博昭君） 搬出先につきましては、土壌汚染の処理の資格を持っている会社に対して搬出してございます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） いや、搬出先と業者名は言えないんですか。何も隠すことじゃないと思うんですが。

○議長（前川昌登君） 竹島設備部長。

○東日本旅客鉄道株式会社設備部長（竹島博昭君） 現在搬出している先は、三菱マテリアルという会社でございます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） そうしますと、一関に持っていつているということですか。

○東日本旅客鉄道株式会社設備部長（竹島博昭君） はい、そうです。

○20番（落合久三君） そうすると、太平洋セメントではなくて、一関の三菱マテリアルに、その三菱マテリアルの会社が搬出しているという理解でいいでしょうか。

○議長（前川昌登君） 竹島部長。

○東日本旅客鉄道株式会社設備部長（竹島博昭君） はい、それで結構です。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 支社長の冒頭の発言で、3月いっぱい処理をすることにしていましたが、結果として4月末までかかりそうだという点ではおわびの言葉があったんで、これはこれとして受けとめましたが、ほぼ1カ月工期が延長になるということは、単純に言えば宮古市がJRが処理すべきものが終わった上で宮古市は、予定では4月から9月まで今度は宮古市がやろうとする部分を処理する、そういう工程をずっと議会で説明してきました。

JRさんの作業が、ほぼ1カ月おくれることによって、この有害物質の除去の工程に狂いが生じると思うんですが、復興課長はどういうふうに認識しておりますか。また、どういう協議になっていますか。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 宮古市分は22区画ございます。ただ、12月予算、あるいは繰越し等で措置されている部分に汚染土壌の処理経費というのは含まれておりません。

したがって、この汚染土の処理を宮古市が行うためには、まず予算措置が必要でございます。そういうことになりますと、早くて6月議会かなというふうに考えておりますので、4月中にJRさんが終了するということであれば、宮古市の工程に大きな影響はないというふうに考えております。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 除去のための予算措置はとられていないので、多分6月の定例議会でその除去のための予算を計上することになると思うと、そうしてから実際には乗り出すと。だから、工程表には狂いがないというのはどこからそういうふうに結論になるんですか。

我々にこの間説明してきたのは、JR分は3月末で、平成27年度で終了した後に、宮古市分を4月から9月末までで終わると、そこをちゃんと見届けた上で指定解除を行うというふうに説明していますよ。それ、変わらないということですか。6月議会で予算措置をして、実際にやるのは6月もしくは7月からやって、9月末で本当に終わるんですか。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 現時点で、工事に宮古市側とすれば、この汚染土壌の処理に入っておりませんので、そこは明言できませんけれども、今、選定業者のほうと、その汚染土壌の処理をどうするかという部分を詰めておりますけれども、JRさんがこういう状況だという部分は、選定業者のほうとも協議の中では理解はされておりますので、そこら辺から聞いた形でも、現時点では正直言って大きな影響はないというふうに考えております。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 企画部長、私どうしても理解できないですね。

そうであれば、そういうふうに言うのであれば、この間、議会にずっと説明してきた工程表自体は何を根拠に、その工程表を我々に説明したんですか。4月から9月末で完了ですよ、今ここに持っていますけれども、それ本当に変わらないんですか。いや、変わらないと言ったんで、変わらないんですかと言えば変わらないと言いますのでもう一度聞きますが、我々に説明した、じゃ、根拠は、何を根拠に9月で終わるというふうに言ったのかということが、今度は疑問になるのは当然だと思って聞いているんですが。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 今まで説明してきました汚染土、宮古市が施工する分の除去につきましては、建築工事の土工計画を定めて、より合理的に進めていきたいということで、宮古市が施工するということで説明しておりました。

今回、実施設計の部分を先行してやっております、6月ごろめどまでには、大体の土工計画も策定、めどが立っていると。その時期に合わせて、まずは汚染土の除去を進めていきたいということで、全体の工程には余り大きな影響はないというふうに認識しております。

○議長（前川昌登君） ほかに。

落合議員。

○20番（落合久三君） そうであれば、そういうことが、私部長の冒頭の答弁で、そうか、事業費は確かに9,000

万ほどで宮古市分は約2,500㎡除去するというのは知っていたけれども、確かにそう言われてみれば、予算措置はやっていないなというのを、今、私もちょっと気がついたんですが、そうであれば、繰り返しなんでこれ以上聞くことはしませんが、4月からその処分のための工事を始めるというふうに我々に説明したのは、一体何を根拠にああいう工程表を繰り返し説明したのかというのが、今の課長の答弁でも私は全然わからないんですが。

つまり、今の部長の答弁だと、予算措置を6月議会でやるだろうから、早ければ6月議会で予算議決になってからというふうに理解すれば、非常に俗っぽく言えば6月中下旬から始めるんだと、場合によって7月から、いろいろな工事に入るための準備があるだろうですから、そういうふうに行けばよかったんじゃないですか。皆さんが我々にずっと説明してきたのは、JRが3月末で終わったら4月から始めるんだという、そういう説明をずっとしてきたんで、私は、JRが1カ月おくれると工程表に狂いが生じるんじゃないの。工程表に狂いが生じるということは、場合によっては予算額も増減が出てくるんじゃないのと、ごく普通に思ったからこういう質問しているのであって、それは全く心配ご無用というのであれば、なぜそう言い切れるのかをもう一度聞いて、この問題では私は終わります。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 我々もちょっと説明足らずのところがあったとは思いますが、まず一般的に着手というのは、計画段階とかそういったものも含めた中で説明しておりました。まず、今回実施設計が入りますので、土工計画を策定して、土工の必要な計画なりを先行して進めていくと。それも一つの汚染土の着手という形で、説明していたことで今回誤解を招いたということでございます。

実際の工事は、予算措置をした後に着手していくということになるかと思いますが、その場合であれば、全体の工程に大きな影響を与えないというふうに認識しております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） まずちょっと確認をさせていただきたいんですけども、仮置き場への搬出、そして埋め戻し、土どめ工撤去、工事用通路撤去と4月29日までに完了ということを示されていますが、この仮置き場にある、今仮置き場に置いているものについては、いつ搬出されるという理解なんですか。

○議長（前川昌登君） 竹島設備部長。

○東日本旅客鉄道株式会社設備部長（竹島博昭君） 仮置き場の土につきましても、順次搬出をしておるところですが、さらにスピードアップを図っているところでございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） このリスクをしょって、仮置きするということを今回選択するわけですね。ですから、このリスクをしょわないでやれる期日、これ基本的に売買契約の中でどう示されているのかというのは、私は確認はちょっとしていませんけれども、いわゆる3月末で終わると、いわゆる仮置きもする必要がないという前提でしたから当然処分してしまうと、場外にですね。

ですから、この部分を見るだけでは、普通に考えれば、リスクをしょいながらもしっかり管理できれば、何も、いわゆる工期が延長になるということだけですよね。違いますか、私の理解ではそうなんです。

要は、宮古市に売却した分以外に置ければ、とりあえず宮古市に売却した分の中の処理できるという話ですよ。これが、4月いっぱいできると、4月いっぱいね、仮置き場。

では、その仮置き場にリスクをしょって仮置き場にいつまでこれを残すのかということ、スピードアップでという話なんですけど、やっぱりリスクがあるということは、やはりいつまでに、そしてそのチェックを最終的

にチェックをどうするのかということもお尋ねしたいわけですが、スピードアップで、じゃ、これが来年まで残るのか。6月ぐらいまでにはできるとか、やっぱりめどがあつての仮置きということになるわけですね。

当然、最終処分場といいますか、処分する、受け入れる三菱マテリアルさんの能力の問題、容量と言いますか処理能力の問題あるでしょうし、場合によっては処理能力に問題がなければ、あとは要は車両ふやせばいいという話になるわけですね。だからどう理解していいかがわからないんです。なぜ、この仮置きをしなければならぬのかということですね、リスクをしょってまで。

何かさっきから聞いていると、大変申しわけないんですが、聞いていることと答えるという部分が一致しない面が多々あるんですが、そんな難しい私は質問しているつもりはないんですけれども、どうでしょうか。

○議長（前川昌登君） 竹島設備部長。

○東日本旅客鉄道株式会社設備部長（竹島博昭君） まずは、売却しました土地からの汚染土を搬出するというのを第一義的に考えまして、仮置き場に置くということを選択いたしました。先生おっしゃるように、リスクとかそこについて置いていいのかというのは、問題意識としては十分捉えているつもりでございます。

今、処理場、先ほど三菱マテリアルというふうに申し上げましたが、そこに限らず、ほかでも運べる場所を今探して、一刻も早く、なるべく早い時期に持っていけるように、今努めているところでございます。申しわけございませんが、この今の時点で何月何日までというのは申し上げられませんが、私どもとしまして、確かにあそこに置いておくのが定位ではございませんので、あくまで仮置きという位置づけでございます。なるべく早い時期に搬出するように努めているところでございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） なかなかどう理解していいのかわからない。

そうすると、今度は落合議員が今やりとりしましたけれども、最初の計画は一体何だったんだという話になっちゃうよね。3月までに全量排出すると。これ、一体何の根拠があつてJRさんも示して、そして宮古市もオーケーと、じゃ、売買しましょうと。これ自体が一体何だったんだという話になるよね。いつになったらできるかわかりませんというお話では、私は、これ基本的に問題、これ別の問題が発生するんじゃないのかなと思うんですけどね。

だから、私はこの状況によって、確かにいろいろなことを理由を書いていますけれども、おくれるということはある意味でやむを得ないかな。じゃ、これが6月までに全量排出になるのであれば、何もこんなリスクしょうてやる必要はなかったんじゃないのかなということもお尋ねしたかったんですよ。仮置きしてリスクしょうよりは、むしろ全量撤去を、撤去を6月末までにやりたい、そのために説明をしたいということであれば理解できるんだけど、とりあえず仮置き場に置いて、そしてそれがいつになるかわからない。これはちょっと……これはまた別問題じゃないかなと思うんですよ。これは宮古市側もどう考えるかですね。どういう評価するかですよ。

仮置きするんだったら、逆に、別の場所に、例えばマテリアルさんの敷地を借りるとか、そういった安全を、ある程度リスクを限りなくしよわないで保管できる場所を確保するとか、私はあつてしかるべきじゃないのかなと思うんですよ。どうなんですか、これはどなたがお答えいただくのか。宮古市担当がお答えいただくのかどうか。

○議長（前川昌登君） 岩田市民生活部長。

○市民生活部長（岩田直司君） 環境課のほうに汚染土壌を区域外に搬出する際に届け出が必要でございます。そ

の届け出によると、4月30日までに運搬はもう完了をして、6月30日までに全部の処理が終わるということで、JRさんから区域外の搬出の届け出はもらっておりまして、この計画の中では、三菱さんの部分も三菱関連であと4カ所の処理場ですということと、あと酒田のほうにも運び出して処理するという工程で2月26日に届け出がありましたので、そのような処理がされるんだろうというふうに環境課のほうでは考えておりますし、終わった段階で完了報告書が来ますので、その部分でちゃんとトラック等の運送の中で、汚染土壌が法に沿った形で処理されたのかどうかを確認するのが環境課の業務というふうになってきますので、今、JRさんのほうからあったのが、うちのほうにはちゃんと届け出が来てそのとおり、その計画よりはちょっとおくれたかと思えますけれども、処理はされているんだというふうに私どものほうでは考えておりました。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） ですから、今、岩田部長がお答えいただいたように、だから最終的にいつあの仮置き場からなくなるんですかとお尋ねした。

でも、まだわかりませんという。でも今聞けば、説明ですと、ちゃんと4月末までには仮置き場から物がなくなると。そして最終的に三菱さんを含めて処分して、6月までには完了、全て確認ができるということですよ。

だから、それを聞いていたんですよ。計画を出している方々がわからないというのも、何か奇異に感じるんですけども。何で把握していないんですかね。

○議長（前川昌登君） 竹島設備部長。

○東日本旅客鉄道株式会社設備部長（竹島博昭君） すみません、説明の不十分なところがありました。届け出といたしましては、今お話しいただいたように、6月末までに搬出するというところで取り組んでいるところでございます。それを、先ほどスピードアップという言葉を使いましたが、なるべく早期に持っていきたいということで、今取り組んでいるところでございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 今の時点で、まず6月30日までには基本的には全て完了すると。搬出については、その前提である4月末には、今の仮置き場からはなくなる、わかりました。それを最初から聞けば、こんなに時間からなかったんですけども。

次にちょっと確認をしたいのは、用意ドンでこの問題が発生、要するに有害物質が含まれているという調査をして、そして今に至っているわけですが、これ線引き、要するに宮古市に売却する用地、土地と、そうでない既存の鉄道敷等と、今回仮置きしている部分もありますよね、敷地が。いわゆるJRさんの宮古駅に絡む部分の、これはトータルの調査というのはやっているのでしょうか。要するに、宮古市に売却する敷地以外の調査は終わっているのでしょうか。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 松本議員がおっしゃっているのは、三鉄移管に伴って、宮古駅周辺の用地を地元自治体に譲渡する部分の用地ということだと思いますが、それに関しては、こういった調査は行っておりません。

ただ、今回、確かに機関庫とかあったとはいえこういう状況がありますので、そこら辺については、JRから譲渡を受ける際には、協議事項にしなければいけないというふうにこの事案が出たときから私としては考えているところです。

ただ、今時点で、この用地の譲渡の具体的な協議という、三鉄移管に関しての部分はまだ入っておりませんの

で、そこは注意していかなければいけないというふうに、そこは私はそういうふうに考えております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） わかりました。段階的だということで理解はしました。

ただ、私は思うのは、こっち側が売却しない、今回ですね。こっち側が売却する、ここを境にここを除去しているわけですね。当然これは、この線図を境にしてここには危ないのがある、ここは大丈夫だ、これは私は非常に理解しづらいんですね。当然、私はここにもある可能性というのは非常に高い、埋設されている確率高いと思うんですね。

そうすると、こちらはシートパイルなり打って深いところは取ります。でも、これを抜いてしまいますね。そうすると、雨が降ると、やはり除去した部分に、私は影響を与える可能性というのはゼロとは言い切れないと思うんですね。これは、専門家がどう考えるかという複雑なものではなくて、素人感覚でシンプルにそう思うんですけれども、やはり、ここを境にして危ないものをとるということであれば、やはりここもしっかり対応しないと影響を与えるということになるんですね。これは仮置きにして、当然雨の影響とか風の影響を受けて、流出とか飛散するということをしっかりと措置するというのが前提というふうに聞いていますね。

ですから、そこはどういう理解をすればいいんですか。逆に、それは部長に聞かなきゃならないんですか。影響はまるっきりないと。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 昨年汚染土壌が発覚したときに、8月ごろでしたか全協でさまざま説明させていただいたときに、JR処理が27区画、宮古市処理が22区画という、図面もお見せして説明したというふうに思いますが、基本的には鉛、ヒ素を含まれているメッシュは出会い橋寄り方向ではあります。ただ、石炭がらの焼却灰についてはおおむね広く分布されております。

そこら辺も踏まえて、今後の先ほど説明したとおり、JRの三鉄移管に伴う用地の譲渡の協議に関しては、この事項は協議事項としてJRに調査をした上で、その上で宮古市に譲渡してくださいと、そういったような提案はしていかなければならないだろうというふうに考えております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） いやいや、私聞いているのは、部長違うでしょう。影響を与えませんか、影響がないとは言えますかということなんです。そこを聞いているんですよ。影響を与える可能性があるとなれば、これはしっかりとシートパイル打ち込んだままにしておいてもらわないと。今回せっかく取っても影響を受けてまた汚染される可能性というのがあるとすれば、それを防止しなきゃならないと思う。

これは、市が所有するのは皆さんが所有するんじゃなくて、市民の財産として所有するわけですから、これ公有財産ですから。しっかりと影響がないように対応すべきじゃないですか。そこを最終的に確認したかったんです。

○議長（前川昌登君） 岩田市民生活部長。

○市民生活部長（岩田直司君） 今、松本議員がおっしゃったのが、土壌汚染対策法上の欠点だと言われている部分でございます。法的に言いますと、その区画等を調査した結果、ワンポイントで、例えば10m掛ける10mメッシュで、1点だけ当ててそこが出てこなければ対策法上は、その地点はなしということになります。その土を全部、10mの10掛ける10での高さで全部その土壌を調べるわけではなくて、そのポイントでポイントを調べるときに、たまたま出てきたときに、そこが汚染だというふうに言われるのが、今の法の、この土対法上の問題だ

というふうに指摘している学者先生もいらっしゃいますが、法的に言えば、最終的に撤去した段階で、その調査をした結果なければ、それは、指定区域から解除できるというのが法の趣旨でございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 仮にそうだと、法律上はそうだと、将来的な話なのかどうか別にしても、影響を受けて、じゃ、その処理をどうするかといったときには、これは大変な、私は作業になると思うんですね。これは鉄道が走っていれば、何らかの形で迂回させるとか何かしない限り、これ除去できないことになるんですね。先ほど企画部長が言ったように、万が一出てきたときに。

だから、予防という部分では必要なんじゃないですかということですね。だから、そこをしないで影響をもし受けたとすれば、これは譲渡を受けるという前提の話ではなくて、除去を前提に譲渡を受けるという話に当然なってしまいますね。そうすると、三鉄に移管した後の話が、前後の話になるのかもしれませんが、これなかなか、これ移管、運営というのは難しい話に逆になりますよね、そういう意味では。

だから、予防策としてやっぱりシートパイルなり影響受けないように対応しておく必要があるんじゃないですかという率直な疑問を、今申し上げているわけですよ。そこどうなんですか。

○議長（前川昌登君） 岩田市民生活部長。

○市民生活部長（岩田直司君） この土壤汚染対策法というのは、調査をして出てきた結果に基づいて対策をしなければならぬという法律でございまして、今回のＪＲの用地から出てきたヒ素とか鉛が、何によって出てきたかというところまでは調べることをしなくてもいい。それは、あるいは自然由来であったのかもしれないですし、ＪＲの事業の中から出てきたのかもわかりませんが、結果として出てきたものを除去するというのがこの法律の趣旨でございまして、例えば宮古でいいますと、三陸道路の関係で工事の中で自然由来と思われるものも出てきておりますので、この汚染は何の結果なのかかわからないけれども、ただ出てきたところに関して調査をして処理をするということでございますから、その部分についてはご理解をいただかないと、そうでないとみんな宮古市内全部の土壤を工事する際には、必ず調べなければならないのかということになると、これは日本全国的に大変なことになります。

民間の、例えば、十数坪の家を建てるときもみんな土壤を調べるのかという話になりますので、あくまでも形質変更届け出のときの3,000㎡上の上のときには、調査をした結果、それを出てくれば処分する、そういう趣旨の法律でございまして、その部分についてはご理解を賜りたいというふうに存じます。

〔「議長、最後1点」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 私、さっきも言いましたように、この全ての土地取引に絡んで、この汚染状況を確認せいで言っているわけじゃないんです。公有財産の取得という、先ほど話しましたよね。いわゆる市民の財産、公有財産として取得する場合は、やはり将来にわたって安全な財産を取得しなきゃならない、その前提での、今、お話をさせていただいているんです。

ですから、さっきも何回も言うようですが、近接するところ、境というか、それから一方で有害なものが出てくるという事実があるわけですから、これは事実がなければ次にここをという話は、私はできないと思うんですけども、そういった出ている事実があって、そこをどうするかというところ。これの法律的云々ではなくて、やはり市民の公有財産の取得という部分に関しては、しっかりと対応すべき必要があるんじゃないですかということなんですよ。わかりませんか、言っている意味が。だから、最後は意見としてしか何とも言いようが

ないのかもしれないけれども。

○議長（前川昌登君） 岩田市民生活部長。

○市民生活部長（岩田直司君） 私どもとはちょっと離れるのかもしれませんが、今回、そのＪＲから土地を買うときに、国交省の指針に基づいて、都市計画のほうでＪＲと協議して、汚染土壌があるかどうかというのを調査をしたというふうに聞いております。議員指摘のとおり、公有財産を取得する際には、たしか規則があつて、ここは都市計画課長のほうが詳しいと思うんですけれども、そのきちんと調査をした上で買いなさいというのが一定のルールになっているようですので、その部分については、これから宮古市でも考えていくことになるというふうに思っております。

○議長（前川昌登君） ほかに質問。

田中議員。

○２６番（田中 尚君） 田中ですけれども、お二人の質問のポイントに対して、実際に撤去作業を請け負っておられますＪＲさんのほうから、私どもが聞いていて非常に理解しやすいようなお答えがないというのが共通した感想なんです。

そこで改めて伺いたいわけなんです、その前に、今回、特定有害物質ということで、ＪＲさんと宮古市が役割分担を決めました。鉛、ヒ素の総量は、 $6,100\text{m}^3$ 、そのうちの宮古市が受け持つ部分は、 $2,500$ ということから、土地の購入に当たりまして、 2 億 $1,000$ 万かかるだろうから、じゃ、それは土地の購入代から値引きしますよということで、宮古市がこれから進める財源が、いわばそこで生まれたというふうな経過で、私どもは理解しております。

が、その内容については、非常に私は大いなる不満もあるし、反対した者として聞くわけでありましてけれども、そこで、今ＪＲさんのほうが、いろいろ実際に作業したら、なかなか予想しない事態が出てきたというふうなのを伺っております。

参考に伺いますが、この鉛とヒ素の総量、 $3,500\text{m}^3$ 、これはあと２区画残っているわけですが、現在までどれぐらいの量に匹敵するのか、まずその点について伺います。

○議長（前川昌登君） 竹島設備部長。

○東日本旅客鉄道株式会社設備部長（竹島博昭君） ただいまのご質問でございますが、私どもでお売りした土地の中での撤去する土の量そのものは、約 $5,300\text{m}^3$ の撤去をする予定でございます。

それが、そのヒ素の量に換算すればとか、ちょっと鉛の量に換算すればというのは、ちょっとそこはわかりかねますが、いずれにしても、当初の計画をしていましたとおり、 27 区画でそれぞれ深さがありますが、その土壌を撤去する総量は、約 $5,300\text{m}^3$ 、五千二百数十 m^3 だと思いますが、を撤去するということで進めてまいりますし、今残っているのが、 2 区画で約 200m^3 という状況でございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○２６番（田中 尚君） そうしますと、私どもがＪＲさんの用地を取得するに当たりまして、この有害物質を処理する対象となる量、これは中に入っていますからそこだけ抽出してという作業は事実上不可能ですので、あくまでも総量で把握するということになると思うんですが、それは $3,600$ というふうに聞いたんですよ。

つまり、 $6,100$ なのか、 $5,300$ なのか、その数字の区別が、今お話を聞いた限りではわからないんですよ。確認のために聞きますが、 $6,100\text{m}^3$ とのかかわりでは、今ＪＲさんのほうがお話しなされた $5,300$ 、残りの 200 、トータルで $5,500$ 、これはどのようにその量を我々は理解したらいいのかということを伺います。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 宮古市が除去する分は2,500、J Rさんが除去する分は3,500と説明しております。宮古市の分は浅い部分ですので、2,500㎡全量撤去ということになります。

J Rさんの場合は深い場所にありますので、浅い部分には含んでいない部分があります。ですけれども、その浅い部分を除いて汚染土がある数量が3,500ということで、実際撤去するのは含んでいない部分も全部掘るということで5,000㎡という話になっていますので、まず、我々が説明した3,500というのは、純に含んでいる量が3,500㎡は除去しなければならないと。ただ、その上にある層とか含んでいない層も含めて除去すると五千幾らになるという話でございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） そうしますと、費用のほうについて伺いたいと思うんですが、今の中村課長のお話を聞いてもなかなかちょっとわかりにくいので、後でここは改めて正確な認識をするようにしたいと思うんですが、問題は費用なんですね。

実は、議会が用地取得を一旦否決した際には、やっぱりそれも大きな要素だったんですよ。否決の前の、いわばその反対がちょっと主流を占めた時期でありますけれども、それに対して宮古市の都市整備部長は、宮古市が今回のJ Rさんからの用地の取得に当たって、今後、特定有害物質の処理に当たって、一銭も市の負担がふえることはない、こう言い切ったんですね。ですから私聞いているんですけども、参考までに、今の5,300と3,500は、私の記憶は3,600なんですけど、これは実際におやりになってみて、予定どおりの、そのいわば処理コストがかかっているのかかかっていないのか、そこは答ええただけたらと思います。

○議長（前川昌登君） 竹島設備部長。

○東日本旅客鉄道株式会社設備部長（竹島博昭君） まだ施工している途中でございまして、あるいは状況が少し変わってきてございますので、当初の……今の時点で金額はちょっとお示しすることはできないというのが現状でございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） じゃ、これはまた後で、ちょっと保留事項ということに現時点ではならざるを得ないわけでありまして、問題は、先ほど落合議員が聞いた部分でありますね。これは、当然いつ作業が完了するのかということについても何とか早期に終えたいということで、いわば決意表明なんですね。もともと、3月末までに終わるとするのは、これは決意表明ではなくて契約だったわけです。

ですから、冒頭、おわびをいただいたわけでありまして、事は、私はおわびをして済む場合と、それにとどまらない場合等があるんですね。

今回は、岩田部長のご説明によりますと、4月30日までに運搬が終わって6月30日までには全量撤去が可能だというお話が出たわけでありまして、もとはと言えば、3月末に終わることだったんですね。それが、もうこの時点で3カ月もおくれる。当初の用地を取得するに当たって、それがおくれるということなんですけど、これとて、私は7月、8月にずれていくんじゃないのという不安があるんですよ。

そういう意味で、この仮置き場の、いわば解消はいつになるんですかということを松本議員が聞いたわけですが、明快な答弁がなかったんですね。仮に、6月末に終わることであれば、それはやっぱりどういうわけかそういうお答えができるのか、ちゃんと根拠も示さないと。例えば10tダンプが、今は2台で搬出しています。これを4台にふやすと従来の2分の1に作業が縮まりますとか、そういう具体的なものが示されないと、頑

張りますと言ったって、これは、そうですかというわけには、私はいかない。少なくとも私はいかない。

したがって、根拠について明確な答えがなかったんですよ。仮置き場の解消する時期は、いつを想定していますか。それは、岩田部長が言うように6月30日という理解でいいんですか。松本議員はそう理解したようなんです、改めて確認します。

○議長（前川昌登君） 竹島設備部長。

○東日本旅客鉄道株式会社設備部長（竹島博昭君） 宮古市様にお売りをした土地の中での作業は、4月29日に完了をいたします。仮置き場は、弊社の土地により仮置き場をつくって置いておりますが、それは6月30日という事で進めております。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 私も、そのように理解をいたしました。

したがって、いわば、もともとJRの持っている用地だから、それは保健所の指導をいただいて適正に管理をすれば、宮古市のほうから一々言われる筋合いはないと言ったらちょっと語弊が生じますけれども、私はやっぱりそういうふうな内容だと思うんですよ。あくまでも宮古市との約束からすれば、宮古市には、いわばきれいな状態の土地をお渡しします、その約束がことしの3月30日でした。それは、やっぱり仮置き場という形で、宮古市のあそこの用地の、いわばその危険度、現状の管理ですと非常に大きな不安がありますという指摘を落合議員がしたわけでありまして、そうすると、今度はJRさんが県の指導を本当に受けとめているんですかという疑問が生じてくるんですよ。

つまり、冒頭に、竹島さんとおっしゃいましたか、ちゃんとやっているというふうな冒頭のご挨拶をいただいたものですから、それに対して落合議員のほうから、いやそうじゃない、むき出しのブルーシートも何もないという、その状況がいわば示されたわけでありましてね。

そうすると、そのことに対してやっぱりどう思うのか。保健所の指導どおりいっていない事態に対してですよ。JRとしてやっぱり一言そこはおわびをするとか、あるいは現場のほうの指示が行き届いていないとか、普通そういうふうになってくるんじゃないですか。我々トップのほうは、県との約束でそうやる、そういう約束をしているんだ。でも、それが生じていないとなると、これは処分ものですよ。現場の、宮古の、どなたが担当しているかわかりませんが、私はそう受けとめるんですよ。

ところが、保健所からどういうふうな指導が行っているんですかということについては、明快な答えがなかった。宮古市の岩田部長のほうがかわりに答弁をした。こういう流れなんですよ。私は、非常に考えられないような形でこのやりとりをしているなと思って聞いているわけなんです。

そこで、岩田部長にも伺うわけでありまして、この特定有害物質のいわば除却に当たって、撤去に当たって、県が当然かわってくる。県が示した、その条件どおりに作業が行われているかいないかということについては、宮古市としても、やっぱり重大な関心を払わなきゃいけない。あるいは県が、宮古市を飛び越えて直接事業を行おうとしているJRさんのほうにさまざまな条件をそのお話をして、JRさんもそれを了解した、どっちの状況なんですか。

○議長（前川昌登君） 岩田市民生活部長。

○市民生活部長（岩田直司君） まず、私の説明も悪い部分があったのかと思うんですけども、確認しておきたいのは、土壌汚染対策法上の手続の処理は、宮古市が県から委任されている事務でございますので、この届け出の関係とかについては、宮古市の業務で行われているということです。

その中で、宮古市も土壤汚染対策法上のいろいろな問題については、精通しない部分もございますので、いろいろ県の環境保全課等にお聞きしながら進めてきたというところでございます。

そうした中で、その仮置き場の処理については、県の確認したところであれば、遮水シートを敷いて鉄板を敷いている状態で、法的にはそこでクリアできているということをおっしゃっていただきました。ただし、環境課のほうとすれば、先ほども申し上げたとおり、雨が降った際の土壌の流出とかの問題があるので、ブルーシートをかけるようにというふうなことは、ＪＲのほうにお願いをしているという状況でございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○２６番（田中 尚君） そうしますと、これは、いわば行政のほうの第一義的な監督機関は、権限は県ですけども、宮古市がＪＲさんとお話をして、土壤汚染対策法上に基づく適正な土壌の処理、工程、手続、管理については、宮古市にあるんだというお答えでございます。

しかし、そういうふうなことを確認した上で、なおかつ、今の段階では、さまざまな市の日常的なやっぱり管理に問題が生じているというように私は理解をするんですが、少なくとも毎日現場に行って、この作業状況を管理するとか作業が終わる時期が何時かわかりませんが、いずれその適切に作業が終わるに当たって、そういう県から示されたような内容どおりＪＲさんが履行しているかどうか、それは、私は市の責任だと思うんですが、部長はどのようにお考えですか。

○議長（前川昌登君） 岩田市民生活部長。

○市民生活部長（岩田直司君） 土壤汚染対策法上の取り扱いについては、届け出をして、その届け出のとおりきちんと施工業者が事業を行うということが前提でございます。

ですから、市とすれば、それ以外の部分での、やはり環境に不備がある部分については、先ほどから述べているとおりいろいろとお願いをしているところですけども、土対法上の取り扱いというのは、あくまでもその法に基づいて施工業者のほうできちんとやっていただく、これが大前提です。

ですから、田中議員がおっしゃるとおり、市が、ちゃんと監視してやる。全国的に土対法の場合は、その届け出業者が法に基づいてやる。そしてその処理業者等も含めて、ちゃんと環境省から指定された機関等がちゃんと行うということを大前提に法律がつくられておりますので、常時の観察とかを行政側がするというふうな事例というのは、余り、私、不勉強かもしれませんが聞いていないところでございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○２６番（田中 尚君） 土対法上は、いわばあくまでも信頼関係だと。当然、その実施事業がやるだろうと、またやってもらわなきゃ困るという、そういうような答弁に伺いました。

しかし一方では、環境基本法もあるわけですよね。この環境を守る問題の、いわばこちらのほうからいくと、やっぱりさまざまな市民の生活環境を守るために、いろいろな取り組みも求められると思いますので、そういった部分もごっちゃにして私は聞きましたので、ひとつ市民からいろいろ批判が出ないような適切な対応を求めて終わります。

○議長（前川昌登君） 竹島設備部長。

○東日本旅客鉄道株式会社設備部長（竹島博昭君） 関係法令を守っていくのはもちろんでございますが、不安を地域の皆様、あるいは市民の皆様にご不安を与えることのないよう、宮古市様のご指導をいただきながら、あるいは不備な点があればご指摘をいただきながらしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君）　こういう疑問に少しなるかもしれないと思って、環境省が平成15年に各県に通知した文書、指定区域から搬出する汚染土壌の取り扱いについて、膨大ないろいろなのがあるんで、そういうのをもう一度見てきて私は質問しているつもりです。

ただ、今もう一度と思ったのは、ちょっと私が認識不足でした。宮古市の市民生活部長が、土壌法の業務に関しては、岩手県から宮古市が委任をされているんだ、ここの認識が私非常にはっきりしなかったんで、さっき言ったような質問を繰り返したんですが、宮古市が県から委任されているのであれば、私は市長が答弁すべきだったなというふうに、ずっと今思っ……市長が答弁するかどうかは別に、要するに、市の側が、この有害物質を市民生活に一步間違えば影響を起こすようなものでしょう。

私が見た範囲では、一般論で言ってもらっては困るんですよ。私は、ブルーシートを敷かれていないとは言っていない。敷いていました。覆っています。覆っているけれども、半分以上むき出しになっていますよというふうに、私は正確に言ったつもり。

雨が降っていますよ、現実には。私、流れていると思いますよ。そういうことを踏まえて、一般論じゃなく、県から委任受けているのが市だとすれば、J Rさんというか施工業者含めて、あの状態はまずいじゃないですかと、はっきり言わないとだめじゃないですか。

私は、そこがはっきりしなかったんで、議長に岩手県の保健所がどういう指導を介しているのかを、後でちゃんと資料として出すようにと言いましたが、それも含めてですが、宮古市がそういう業務を委任されているのであれば、私はやっぱり市の指導責任というのは大きいというふうに思うのが当然でないかなと思ったので。市長も1回見てください。本当、事実上、半分以上むき出しになっていますよ。完全に覆われていませんから。けさどうだったかは、けさは見ていないのでちょっとわかりませんが、そういう状態が今起きているのと、そういうのを6月まで放置するということ自体も、私は別の問題が起きるというふうに懸念するので、あえて再質問をしました。

答弁あればお願いします。

○議長（前川昌登君）　山本市長。

○市長（山本正徳君）　私は、そこを毎日通りますので、それぞれ見ているつもりではおりますが、もしそういうことがあるとすれば、J Rさんのほうにしっかりと対応をしてもらえるようにしっかり指示したいというふうに思っております。

○議長（前川昌登君）　ほかに質疑がなければ、この件はこれで終わりたいと思います。

J R東日本の皆様、本日は大変ご苦労さまでした。退席を願います。

〔J R東日本退席〕

○議長（前川昌登君）　それでは、次に建設事業について説明願います。

山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君）　それでは、資料2をごらんいただきたいと思います。

中心市街地拠点施設建設事業については、私のほうから説明をさせていただきます。

まず、大きな1番、設計・施工者の選定でございます。

プロポーザルに参加した者から提出された技術提案書等の書類を、選定委員会で審査した結果、次のとおり優先交渉権者を選定いたしております。

まず、参加表明者は1者、1グループと言ったほうがいいと思います。

次に、審査結果でございますけれども、技術提案及び価格提案を評価した結果、技術提案においては事業を遂行する上で十分な資質を有すると判断されたこと、価格提案においては、市が示した上限価格の範囲内で事業を実施するという提案があったということで、優先交渉権者に選定をいたしております。

なお、現時点で確定している提案額というのは、実施設計業務料のみでございます、工事費及び工事監理業務料につきましては、実施設計が終わった後に再度予定価格を定めるという流れになっております。

まず、技術提案に関する評価ですが、50点満点中38点。これは後ほど説明いたします。

次に、価格提案に関する評価でございますけれども、価格提案につきましては、87億9,120万という提案でございます、市が示した上限価格の合計87億9,800万に対しては、記載のとおり99.92%ということになります。

ただ、先ほど説明したとおり実施設計業務料は、ほぼいいですか確定ですけれども、工事監理業務料、工事費については、あくまで実施設計が終わった後にということになりますので、この請負額は現在確定した請負額ということにはなりません。

そこで、3番目の選定先でございますけれども、名称は、鹿島・日本国土・久米設計特定共同企業体ということになります。JVに関してですけれども、JVのほうは、代表者が鹿島建設株式会社東北支店、構成員が日本国土開発株式会社盛岡営業所、株式会社久米設計東北支社ということで、この久米設計につきましては、基本設計をとった業者でございます。

それから、協力会社として地元の3者ということで、陸中建設株式会社、株式会社菊地建設、そして株式会社赤沼設計ということで、協力会社として明記されております。この協力会社につきましては、提出書類でもしっかり出していただいておりますし、後ほど説明いたします協定書にもこの協力会社については明記をさせていただいております。

この建設会社2者に関してですけれども、選定先の鹿島さんのほうに確認をいたしましたところ、この2者の選定理由とすれば、経営事項審査点、いわゆる経審点、これが宮古市で1,000点を超えている2者を選定させていただいたというようなお答えでございました。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

先ほど説明させていただきました技術提案の評価項目と評価概要でございます。こちらにつきましては、配点に対して得点がありますが、満点のところはおおむね問題がないということで、いわゆる配点に対して得点が低いところだけを説明をさせていただきたいと思います。

まず、実績評価ですけれども、この中では、イの施工担当実績の（ア）現場代理人及び管理技術者の実績ということで、2.5の配点に対して得点は1.5ということでございます。これにつきましては、客観評価ということで、基本的にこのいわゆる事務従事者、当たる人間の客観評価した結果、減点1、マイナス1という形になったということでございます。

次に、技術評価の中のア業務全般の（ア）プロジェクト関係者との連携体制及びコミュニケーション方法について、配点3に対して得点2でございます。これにつきましては、いわゆるすぐれた提案とすれば、情報管理手法としてクラウドサービスを利用する。あるいは、プロジェクトの関係者との合意形成について、BIMを採用するといった具体的な記述がございました。

今言った、このBIMということなんですけれども、ビルディング・インフォメーション・モデリングというのを略してBIMというふうに言いますけれども、これは建設する建物の三次元モデルを作成いたしまして、設計から施工、維持管理に至るまで、建築ライフサイクル全体でモデルに蓄積された情報を活用する、そういっ

たことで建築ビジネスの業務を効率化するという内容でございます。

この情報ですけれども、情報の内容とすれば、構造設計、あるいは設備設計情報、こういったもののほか、コストとか仕上げ、付随する情報も全て一つのデータで管理するという事で、これをJVのそれぞれの業者の中で共有することで、情報のコミュニケーションを図ると、こういった内容でございます。

ただ、いわゆる発注者側とのコミュニケーションについて若干記載がないということで、その部分を減点1というふうにさせていただいております。多分、先ほど説明した業者間でのクラウドサービスとか、BIMといった部分はあるけれども、いわゆる発注者、行政側とは通常のコミュニケーションの方法、いわゆる打ち合わせとか、そういった形にしかならないということで特に記載をされなかったということの理解でおります。

次に、技術評価の中でのイ地域経済の活性化に関しての（ア）地域企業との連携でございます。これは、配点3に対して1.5ということで、先ほど説明した市内業者を協理事務所として3者採用しております。これが満点になるためには、JVを組んでいただければ満点ということでしたが、3者ということで1.5、半分の点数になったということでございます。

それから、（イ）地域企業への発注・調達でございます。これは5点のうちの3でございますが、いわゆる全体工事費、一般管理費除いた工事費の中の15.4%という数字として出てきておりますが、地元発注をしたい、そういう考えを示されております。

ここの配点は、5%未満についてはゼロ、10%から5%の間が1点というような形で来まして、15から20の間なので配点として3ということでございます。ただ市としても、この地元発注に関しては、現時点ではこれはあくまで提案ということで出てきておりますので、達成された数値というふうには考えておりません。そこで、協力の建設会社も2者ございます。それから、後ほど説明いたしますけれども、市の支援業務として三菱地所を活用したいというふうに思っておりますので、三菱地所設計と協力会社とのコミュニケーションをとりまして、どのような工種、工程であれば、地元企業が発注できるかといった部分を早急に詰めながら、実施設計の段階の中で三菱地所等の情報をもとに、市として受注者側である鹿島等に対して、地元発注の要請はこれからも続けていきたいというふうな考えでおります。

次に、（ウ）地域産材の採用、配点2点に対して得点1ということでございます。

これについては、調達資材についての具体的な数量は提示されております。ただ、出された資料の中からは、調達先が市内か県内か不明だということで1点ということにさせていただきました。これは、現時点でまだ実施設計入ったばかりでございますので、細かい資料等がなかなか出ないという中で、市内で調達できるのか、県内か、業者のほうとしても不明だけれども、県産材、地域産材の調達意思はあるということになります。

次に、ウの設計業務（ア）BCP、BCPというのは、いわゆる事業継続計画ということで、いわゆる災害等が発生したときにおける市役所機能の保持、こういったものに関する資機材等に対する提案ということになります。これは、3点に対して1.5でございますけれども、すぐれた提案とすれば、自家発電機供給範囲の自動選定といったような機能がございます。ただ、それ以外の備蓄オイルタンクとか受変電設備、幹線、給排水等については、市が要求する水準程度ということでございましたので、半分の1.5ということでございます。

（イ）のライフサイクルコストの削減、これは配点5点に対して得点3点ということでございます。金額的な記載はございませんでしたが、イニシャルコスト、修繕改修コスト、維持管理コストの削減に向けた具体的な提案がありましたので3点という配点をさせていただいております。

設計業務に関して、ここら辺のライフサイクルコスト等の削減については、正直申し上げて基本設計で充分

詰めた部分もありますので、業者とすれば提案しづらかった部分はあるのかなというふうな解釈をしております。

最後に、エの施工業務の中で、（ア）の工期短縮、工期短縮については、具体的な提案はございませんでしたが、市が要求する工程の遵守に向けた具体的な手順についてはよく検討されているので、半分の2点ということでございます。

これらで、配点50点に対して合計38点ということになります。

実績評価が10点中9点、技術評価が40点中29点、合計50点中38点という評価をさせていただきました。この中で実績については、ある程度申し分ないと思いますが、技術評価の40点に関しまして、市の要求水準指標と同程度の提案がされたというふうにみなすと、点数的には20.5というような点数になるというふうな想定をしておりますので、技術評価の部分だけで見ると29点になりますので、ここは十分に評価すべきものというふうな考えであります。

次に、3ページでございます。

大きな2番でございまして、まず契約状況でございます。

まず、（1）として基本協定の部分です。協定締結者は、先ほど説明した特定共同企業体。協定締結日は、3月28日でございます。履行期間は、協定締結日の翌日から平成30年7月31日までということで、協定内容については後ほど説明をいたします。概算契約金額は、価格提案としていただいた額、先ほど1ページで説明した額の内訳が実施設計として1億6,200万、工事監理業務委託として3,996万、建設工事として85億8,924万ということになっています。これについては、先ほど説明したとおり、実施設計業務の1億6,200万円については、（2）で説明いたしますが契約締結しておりますが、下の2つの項目については、あくまで提案価格ということで、これは実施設計終了後に再度予定価格を定めるということでございます。

次に、実施設計後の事業契約等の締結時期及び履行期間、これは現時点で予定でございますけれども、まず工事請負契約をこししの9月下旬予定しておりまして、履行期間を10月上旬から平成30年7月下旬。工事監理業務の委託契約も同様に考えております。

次に、（2）の実施設計業務委託でございます。

契約締結者は、特定共同企業体。契約締結日は、3月31日に契約を締結しております。履行期間は、契約締結日の翌日から本年9月30日までということで、半年間の中で実施設計をやっていただきたいということで、予定価格に対して契約金額は1億6,200万ということになっております。

それから、（3）として、市側の業務を管理支援する業務につきまして、契約締結者を三菱地所設計東北支店としております。契約締結日は、4月1日。履行期間は、契約締結日の翌日から平成30年9月30日までということで、工事期間終了後もさまざまな部分がございますので、工事期間終了後2カ月程度の部分を延ばしております。契約金額は、予定価格の下段に対しまして5,076万ということで契約をいたしております。この契約は、⑤の支払い限度額に記載しているとおり、28、29、30年度、3カ年、3年度分の総額ということで5,076万ということになります。28年度は、設計と施工に対する管理支援業務、それから、29、30は施工に関する業務ということになります。

業務内容は、実施設計に関するマネジメント、あと施工に関するマネジメントといった形で、ここらはこれまでやっていただいたとおり市側の部分にかかわってさまざまなチェック、専門的なアドバイス、こういったものをいただくと、こういった内容でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

これまで説明した部分を再確認しながら、今後のフローについて説明をいたします。

まず、基本協定は、3月28日に締結しております。実施設計業務については、3月31日に契約を締結しております。4月1日から実施設計に着手しているということになります。

今後の予定といたしましては、まず、工事費の予算議決、そしてその後に工事請負契約の締結と議決ということで、これは9月議会を予定しております。そして、ことしの10月から工事着手ということで、下のほうに工事請負契約の契約手続の中での流れというふうになっておりますが、真ん中に予定価格書を作成するというのを明記してありますし、見積合わせをした上であくまで仮契約ということで、議会の議決をもって本契約になると、こういう内容でございます。

そして、5ページ以下が最後に、基本協定書の写しでございます。

このように基本協定を結びましたので、アンダーラインが引いている箇所を中心に、重要な部分のみ説明をさせていただきます。

まず、宮古市を発注者という形をとります。そして、鹿島建設株式会社東北支店を代表とする受注者ということでございます。その上に、ちゃんと市内の協力会社も明記をされております。

次に、5の概算契約金額ですけれども、ここも基本的には基本協定書では概算契約金額ということで、確定額ではないということになります。

7の協定条項の部分に記載がされておりますが、その中で重要な部分の説明をしますので6ページをお開き願います。

第2条が、当事者の義務ということになります。第2条第2項の中で、受注者は発注者、それから市が設置した選定委員会、この要望を尊重すること。それから、3項として、受注者は、価格提案に基づく事業費額を超えない実施設計業務を行うよう最善の努力をするということで、提案価格を超えないように実施設計をしてくださいということを明記しております。

それから、第5条の契約手続、この中の第6項、発注者、これは市ですけれども、発注者は実施設計完了時点で再度予定価格を定めるということで、先ほど説明したとおり、工事の工事費と工事監理業務料についてはまだ確定額ではないということでございます。

それから、第7条、7ページになります。第7条、契約の不締結でございます。第7条、発注者は契約を締結しないことができる。ただ、これは現段階で想定されるものとしては、大きくは多分2つしかないだろうというふうに思います。(3)の建設業法による営業停止の処分を受けた場合、それから(4)の設計業務の成果品の内容が、受注者の提出した技術提案書の内容を反映したものでないと認められるときということで、この第7条の1項の(4)を、あるいは、第2条の先ほど説明した3項の部分で、いわゆる実施設計に関して提案価格その他の内容についての縛りをかけているということでございます。

それから最後に、第8条、発注者の解除権ということで、発注者は、この協定を解除し、条件とすれば前条ですから第7条の第2号から第5号の規定のいずれかに該当するために、協定を解除したときは、発注者、市側の生じた実際の損害額について、受注者に損害賠償を請求することができるというふうな部分でございます。

なお、第9条以下につきましては、いわゆるこういった協定においての一般的事項でございますので、これに関しては説明は省略をさせていただきます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。この件について何か質問があれば、挙手願います。

松本議員。

○22番（松本尚美君） ちょっと確認をさせてください。

なかなかざらっと説明いただいて、全てを理解するのが難しいんですけども、5ページ以降の基本協定書、J Vさんと結んでいる部分、これに絡んで、三菱地所設計さんが宮古市にかわって、宮古市側はそのチェックを含めて、図面とかさまざまな設計図書ですね、積算も含めて。そういった部分、トータルの何を、じゃ、J Vさんとどうするかというやりとりするかも含めて支援をしていただく。また、支援といったよりも、前面に立つのではないのかなというふうに思われるんですけども、この今度の事業に関して、この宮古市にかわって三菱地所さんがかかわる部分の責任ですね、リスク回避の部分、宮古市にとってはですね。例えば、違算を見抜けなかったとか、予定価格が大幅にということはあるとは思いますが、当然価格内におさまる。当初、基本計画で定め、そして今実施設計を発注して、仕様を含めて、この建物のレベルといいますか、機能を含めて資材関係においても、当然ピンキリがあると言えば変ですけども、安いものもあれば高いものもある、機能的に落ちるものもあれば高いものもある、そういったトータルのものをどう確保するか。これが、確保されるかどうかということですね。

そういったことが、この三菱地所さんは宮古市にかわって、万が一間違いがあった、また、チェックのミスがあった、また担保されないという部分に関して、どの程度三菱地所さんがしょってもらえるのか。その契約というのは、ちょっと見えないので何とも言えないんですが、そこはどうでしょうか。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 基本的に、市と受注業者であるそのJ Vさんとのリスク分担というのが一つございます。その中で、施工内容ですとか設計内容の変更に関する部分は当然市のリスクになってまいしょうし、それを実行するほうでのリスクというのは先方のリスクというふうな分担がそれぞれなされているところでございます。

建設管理支援業務に入っていただく三菱地所の業務につきましては、それを市と一緒にそれをチェックしていくという立場でございますので、その業務には当たっていただきますけれども、三菱地所さんにも委託業務で出しておりますので、委託業務、求めた仕様に関する業務は履行していただくというような契約内容でございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） いや、それはだから当然そのとおりだというんです。

ただ、それが担保できないという結果になったら、三菱地所さんはどう、そのリスクを負えるんですか、負わないんですか。だから、契約書の中身がわからないので聞いているんです。

当然、あってはいけないことなんですけども、発生した場合、最近この間も市長にも指摘したけれども、設計業務そのものをしっかりチェックできないと、まず違算があったり、場合によっては積算から抜けていた場合、そういった初歩的なところを見抜けないう状況に、今宮古市はあるという私は前提で、ではそれをどうリカバリーするか。特にこういった大規模な事業になってくると、これはなかなか難しいということになりますから、三菱地所さんをお願いをして、チェックをしてもらうということですよ。

でも、万が一、そういったことが発生した場合に、じゃ、宮古市にかわって三菱地所さんがそういったマイナスが起きたとすれば、それをしょってもらえるんですかということ。誰がしょうんですかということなん

です。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 先ほど、前段で申し上げたとおり、設計にしても施工にしても、その業務遂行にリスクがある、先方の施工業者の側にリスクがあるものであれば、先方のほうのリスクというふうに考えているところでございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） それを、今まで宮古市はやってきていないんですよ。設計業務に問題があっても、何ら設計した業者に求めてこないんですよ。違いますか。今度、求められるのは間違いないですね。

それで、最終的には、私はこの三菱地所さんがチェックをしっかりとしたかどうかということ、じゃ、宮古市が誰が最終判断するのか。オーケー出すのか。最終的に、市長判こでやるんでしょうけれども、それ、市長は当然できませんから誰がやるんですか、これ。責任は。そこがしっかり定まっていなくて、今までの例ですと、いや、変更があれば増額すればいいとか、今回増額あり得ないんでしょうけれども、足せばいいということでやってきているわけですね。変更すればいい。単純にそういったことが起きてはいけない。そのために、万全の体制で臨むというわけでしょう。だとすれば、この事業費そのものを含めて、予算、これに誰が担保するのか、そこを明確にしてもらったほうがいいでしょうということです。だから、どこにある、誰にあるんですか、あなたにあるんですか。市長が負うんですか。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 求めた性能ですとか仕様に関する不備があったのであれば、それは施工者の責任であるということをお先ほどご説明いたしたところでございます。チェックについては、三菱地所と一緒にこちらからもやっていくところでございますが、従来の方式に加えて、今回、建設管理支援業務というのを入れておりますので、チェックの目は二重三重になっているものというふうに認識してございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） この契約書をすっかり私は今チェックできていないんですけども、そういった宮古市が仮にこうむるとした損害が発生した場合、また予算が不足、足りない。今の魚市場もそうですよね。ふやせばいいという、また機能を落とせばいいという話になってしまっている。

だから、そういった部分が発生したとき誰が責任持つんですか。この契約書の中でどこに書いてあるんですか。これは、誰が施工、実施設計を含めてですよ。後で、実はここが間違っていた、ここはどうでしたといったときに、求められる契約書になっていますか。三菱地所さんに対してもそうになっていますかということを聞いています。明確になっているのであれば、その部分を説明していただきたいし資料もいただきたい。

そして、一問一答で申しわけないんですが、宮古市の誰が最終的にそれは判断するんですかということ。これは建築住宅課の課長なんですか。誰が判断するんですか、それ。その設計を含めて、三菱地所さんにオーケー出すのは。そこを聞いているんです。なぜ答えられないんですか。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 前段の施工業者とのリスク分担でございますけれども、本日の資料にはついてございません。別途、リスク分担表をつくってございますので、それに基づいて進めていきたいというふうに考えているところでございます。

〔松本議員「それなら出せばいいじゃない。それと、宮古市の誰がこの事業を

進めている設計関係とか事業とかを含めて、全体の責任者は誰なんですかと聞いている」と呼ぶ]

○復興推進課長（多田 康君） 全体の責任者というか、主管課は当課でございますので、当課で責任を持ってやっていきたいというふうに考えているところでございます。

[松本議員「だからあなたですか、あなたが全部チェックして判こ押すんですか」と呼ぶ者あり]

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 最終的な責任者は、これは市長になるわけですので、その市長のもとで職員がおのおの自分の仕事をしていくということになろうかというふうに思います。

それで今まで、設計の問題があつて、外部を入れてそれらをチェックしていったらどうかという議会のほうからの提案もありましたので、今回支援業務として設計を発注者の側から見るという体制をとらせていただいて、今こうやってやろうというふうにしておるところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（前川昌登君） まだですか。

松本議員。

○22番（松本尚美君） いや、だからそれは私も指摘をしましたし、意見として申し上げたし、ただ、少なくとも言えるのは、その損害と言えば変ですけれども、この事業費の超過とか含めて、今まで誰も……じゃ、市長が責任とってきたんですか、補填したんですか、足りない分を、違うでしょう。これは、公金を使うわけですから、全て、市長とか身銭切ってやれとは私も言いませんよ。言いませんけれども、じゃ、どうやって担保するのか。じゃ保険、リスクをどう回避していくのかというところを、やっぱりしっかりと設計業者も含めて、今まで宮古市の場合は、設計業者はチェック、いわゆる設計図書、納品図書をチェックできなかったところに問題があるわけですよ。

ですから、そこにしっかりと責任を負わせる、リスクを負わせる、また損害が出たときの責任をやっぱり負ってもらうような契約にしないとだめだということです。それが、三菱地所さんにもありますかということなんです、契約上。単純にこれ追っかけていって、より精度は高くなるとは思いますが、専門的に。でも、金額が金額なんです。総額の事業費は大きいわけですから。これが1%、2%ずれても、億単位でこれはまたリスクをしょうことになるんです。これは、限りなく、10%とか20%のリスクよりは少なくともはなと思うんです。なると思うけれども、誰も今まで責任とっていないでしょう。設計屋もとらない。

じゃ、魚市場の基本設計やった業者に責任とらせましたか。とらせるような契約になっていないでしょう。そこを聞いているんですよ。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 基本的なこれまでのそういった業務の中では、善管注意義務というのが、これまでの部分だと思います。

ただ、今回、いわゆる受注者側には、基本協定の中で別添という形ではございますけれども、このリスク分担表というところも含めて、これは基本協定の中に入っております。それから、先ほど提案内容で説明をいたしましたビルディング・インフォメーション・モデリング、これは、いわゆる設計者、鹿島、それから日本国道、久

米設計、この3者で情報共有しながら設計の立場、施工の立場でやっていくということですので、このシステムを導入したことによって、受注者側でも大分こういった部分の間違いという部分はそれぞれ情報共有をできるということでないのかなと。そこに加えて、三菱地所さんが設計の部分由市側の支援業務としてやり、その上で最終的には市のいろいろな課が、契約検査であり建築住宅であり確認をしていただくというような形のシステムがとられております。

かといって、じゃ、本当になのかと言われれば、それはもう何とも言えないわけでございますけれども、松本議員ご指摘の部分は、これまでさまざま経緯があったというのはそのとおりでございますし、注意深くやっていくというふうにお話をさせていただくしかないというところかと思えます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） きょう、ただいまご説明をいただきました資料に基づいて、ちょっと伺いたい部分がございます。

それは、まず3ページ。ここは、いわばJV、特定共同企業体の概算契約金額が示されております。当然のことながら、工事監理業務委託費が3,996万、あわせていわば今お話のあります三菱地所さんが、発注者である宮古市をいわば支援する形で、本来であればこれもいわば請負業者の工事監理業務の中でその目的を達成する費用でもあるんですが、5,076万という新たな建設に向けての管理支援業務委託料が計上されている。

私、端的に伺いますが、これは、いわば経費の二重払いになるのではないのかなという疑問があるんですね。本来、請負業者が実施設計に基づいて、市が出した実施設計に基づいて、品質、部材等々全部確認をして、これでやります、それを管理するのはもちろん宮古市も管理しますが、請け負った会社自身がしっかりやり工期を管理して、この契約どおりの成果品を納めるということだと思うんですが、端的に言いまして、これはいわばダブル経費、合わせて4,000万と5,000万、ざっと1億円ですよ、9,000万、の私は疑いを持つんですが、それについてはどう考えたよろしいのか伺います。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 市が発注する建設管理支援業務につきましては、あくまでも市の立場でのチェック体制を固めようというような趣旨でございますので、二重投資とは考えてございません。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） そこで、DBの話になるわけでありまして、私はちょっと単純なことをまず最初に聞きたいわけでありまして、このいわば中心市街地の言葉を変えますと防災拠点施設、このいわば躯体の分量は、標準工期からいったらどれくらいの日程になるんですか。標準工期、まず伺います。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 標準工期で申し上げますと、22カ月ほどというふうに承知してございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 昨年9月30日の全員協議会で資料が示されております。そこには、そのときには、アットリスク型のCM方式と、いわばDB方式、両方の注意事項が書かれておりまして、この時点ではまだ決まっていなかったんです、宮古市はどの手法でいくかが。ただ、それぞれ一長一短ありますよということで、結局DBでいくと、こうなったわけですが、そこでさっき多田課長が、このリスク分担表、これは資料でどうのこうのとおっしゃったんですが、本来、きょう全協に出さなきゃいけない一番重要な資料ですよ。私、予算委員会でも聞いたじゃないですか。リスク分担どうなっているんだって。皆さんから出した資料を見ても、受注者が負

担するリスクについても、具体的に明示する必要がある、こう言っているんですよ。それは、後で説明とかという問題じゃないと思うんですがいかがですか。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 出せるように用意をしておりましたので、ただいまからお配りをいたします。

このリスク分担は、さっき松本議員が質問あった三菱地所さんではなくて、基本協定のほうのリスク分担ということですよ。

少々お待ちいただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） ほかにないですか。

田中議員。

○26番（田中 尚君） もう一つ、DB方式の際の、いわば留意点というのがあったわけでありますが、それは工期の部分です。それで先ほど確認したんですが、約22カ月。この日の全協で示された工程は、21.5カ月なんです。それは、もう微動だにしません。もう特定有害物質が入ってこようが何があろうが、工期自体は動かないんですよ。

となると、DB方式のいわばメリットは、工期の短縮につながるというんですよ。工期の短縮効果ないじゃないですか。どうなんですか。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 施工業者のプロポーザルの公告に当たっては、技術提案を求めています。応募者から技術提案を求めて、その技術提案の中でも、先ほど部長から説明申し上げたとおり、工期の短縮についても有効な提案があればお願いしたいということで、提案をお願いしてきた経緯がございます。

ただ、現在の提案内容だと、明確な有効な工期短縮についての提案ございませんでしたので、現在は工期は顕著な短縮は見せてございません。その分、若干減点して採点をしているところでございます。

○議長（前川昌登君） 間もなく5時になりますので、会議時間を延長します。

田中議員。

○26番（田中 尚君） それから、プロポーザルの得点表も説明をいただいたわけであります。私は、これを見て一番大事な部分の評価が低い。宮古市が、山本市長が予算委員会の総括質問でも、いわば胸を張って答えていた部分の評価が低い。それは何かといいますと、この地域経済の活性化なんですよ。地域経済の活性化の中の地域企業との連携、これは宮古市の意図は、地元企業とのJV企業体組むこと、これが条件だったんですよ。それが外れた。したがって、得点率からいったら50点。3点の満点ポイントに対して1.5の評価なんですよ。

その他、地域木材の活用も50点です。ここだけ見たら、私はちょっとやっぱりこのDB方式で、今回あえて言いますけれども、鹿島にですよ、いわば鹿島1者にとってもいいんですが、発注するやり方というのは、非常に新たな不信を市民に抱かせる。私、あえてそういうふうに言いたいんですが、まず、そもそも公共事業の位置づけは、一番この自民党政府のお得意な分野で、日本の経済の活性化には公共事業やることなんだと言ってきたわけですよ。それが、みんなゼネコンに行っちゃったら、全然地域の経済効果は期待できないんじゃないですか。1割ピンはねしようが2割ピンはねしようがですよ。

出崎開発のときも、地元の業者がCM方式のときに、出崎に近づけるなということが、業界の中では言葉が飛んだんですよ。なぜかという、仕事はやるけどもとてももうからない。そんな単価でやっていても無理だという状況が生じたんです。

今回は、私はそうなるとは言いませんが、非常にそういった意味でも、このいわば市長が大いに強調した地域の経済効果、この得点が低い、私はそう評価するんですが、市のほうはそこはどう評価だったんですか。50点ですよ。少なくとも合格点は、70点以上じゃなきゃだめだと思うんですがどうでしょうか。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 田中議員がおっしゃる部分も理解できる部分はあります。ただ、JVに関して、必ずJVをしない業者を入れろというような公告にはしませんでした。それはなぜかといいますと、事前の調査の中で、JVに入るというような、三菱地所にヒアリングを市内業者大きなところにしていただきましたけれども、明確な意思を持ったところは、正直言ってなかった。

当然、JVに入りますと、JVの中では通常2者ないし3者で、出資割合というのが出ます。2者であれば30%以上、3者であれば20%以上というのが国交省が定める基準。そこで、そのJVに入るのが果たして地元の企業としていい選択なのか。それとも今回のように協力事業所という形で、先ほど説明したとおり、三菱地所をバックアップさせるような形でつけて、市側も積極的に鹿島の特定共同企業体に対してこの業務は受注、地元でやれるんじゃないのという攻め方をするほうがいいのかと。これは何とも言えないところではありますけれども、トータルで、その10点中の5.5と、正式に言えばそういう数値になります。

ただ、木材利用についても、先ほど私説明したとおり、その実施設計ができていない段階で、要するに宮古市の、例えば宮古ボードとかそういったホクヨープライウッド、あるいはウッティかわい、こういった部分を使えるかという判断はできないというところもあるかと思います。

ですから、確かに地域経済の活性化というのは、現時点の審査段階では5.5ではありますが、発展させられる要素というのはある。そういった部分も含めての、トータルとしての50点中の38という評価の中でやっていただけたというような事業者として選定したということでのご理解をいただければと思います。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） いわば、リスクの分担ですけれども、今ちょっとばつと配られたので、これはまた今から目を通して聞く余裕がないので、ただ言いたいことは、さっき松本議員がとうとうとしてした部分に、私は尽きるだろうと思うんですよ。

どういう場合に、誰が負担するのか。これが果たして協定に入っているのかということが、この部分で、私ある意味確認できるのかなと思いますので、ちょっと今から精査させていただきます。

終わります。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） この地元というか、地域経済の波及効果について部長のほうから話がありましたが、基本的に部長、JVというのはJVなんですけれども、いわゆるゼネコンさんがどういう体質なのかということを経営的に理解していないんですね。

鹿島さんを例に例えるわけではないんですが、全般的にゼネコンさんというのは、県内に、盛岡に営業所なり支所なり持っているゼネコンさんもあるかもしれませんが、大体仙台拠点、そして東京が本社であって、もしくは大阪が本社であるとか。要は、宮古を含めてこういったローカルで発生する公共事業の、まず瞬間的ということとこれ怒られますけれども、30%は保守点検費でなくなります。

ですから、その地元の事業者が直接受注してやる場合と、まず基本的に3割違うということですね。これは一般的な話です。ただそうだというのは、ゼネコンさんによって多少保守点検費が取り方が違うとは思いますが。

ゼネコンさんが得意な分野というのは、資材調達なんですね。これは、例えば鉄筋、鋼材、これらの調達は地元の業者でやりますと年間の施工実績というのは非常に少ない。これは、全国展開をしているゼネコンさんは資材調達は、場合によってはメーカーと年間契約でやりますから、地元が例えばトン5万円で調達する鉄筋等については、半分以上というのが通常です。これは、鉄筋にかかわらず基本的なこういった建築物にかかわる資材の調達という部分については、これはスーパーゼネコンになればなるほど、これは強いということになります。

そういった資材調達して安く調達する、こういった場合は、間違いなく基本的に限りなく地元の商社では対応できないという実態になります。

じゃ、どこで対応するかというと、そういった部分をどう活用するかというと、やはり下請を可能な限り地元でやっていく、つくっていく。それは、単価が合うか合わないかという話。これは、本当にシビアな話になります。これは、極端に言えば、逆に言えば、適切な宮古の施工実態に合った単価でもって下請契約をなささいというふうにしていかないと、これ、大手には大手なりに一次下請、二次下請、三次下請ありますから、この一次下請に入れる可能性というのは非常に少ないというのが実態です。

ですから、市長も口だけではなくて、そういった実態をしっかり把握して、そして場合によっては直接こういった受注業者、ゼネコンさんにしっかりとそこを確認とれるような形にしないと、実態入れないんです。これは、過去にも宮古市の事業でもって、固有名詞を挙げると問題が出ますから言いませんけれども、ある大手さんが入った現場、ここは名義人といいますから、そこが中間に入っている部分もあります。地元でやりたいと言ったけれども単価が合わないということもあります。それから通常の取引をしていないという実態もあるんです。

ですから、そういったことをしっかり、山崎部長もある程度把握して物をしゃべらないと、実態とかけ離れている説明になっていますよと、そこを指摘しているんです。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） この基本協定書、5ページ。これは再三、山崎部長からも強調されましたが、この基本協定書の冒頭の部分に、赤沼設計、陸中建設株式会社、株式会社菊地建設を協力会社とするという文言があります。これについて、山崎部長のほうからは、二度、三度強調されました。

そこで、この協力会社というのは何ですか。何ですかというのは、受注業者、特定企業体であるこの3者が、この事業の請負業者になるわけですが、こことの関係では、どういう位置づけの会社なのか。発注者である宮古市との関係は何かあるのか。協定書を読んでもジョイントを組んだ3者との関係についての詳細なことは何も協定書には書いていないので、まずこの協力会社はどういう位置づけの3者なんでしょうか。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） まず一つ、市との関係はどうかということではありますが、市とは関係性は全くないということになります。

代表者である受注者等が、先ほど説明した地元発注のためにこういった会社を協力会社として、言えば一つの大きな宮古の窓口として使っていくということで、先ほど説明したとおり、そういういずれ細かくなってくれば、いわゆる設備とか給排水とかそういったところも出てくるわけですが、経費で1,000点超えているのが宮古ではこの2者だったので、この2者を窓口にすれば安心だろうというふうなのは鹿島さんの考え方ということになります。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） この設計と施工を一体で進める、もう一つは事業費が大きいことも含めて、先ほど田中議員が質問した三菱地所にもはまってもらおうと。三菱地所さんの役割はこうですよというのが、先ほど書いてあるとおりですが、そういう請負業者とのかかわりで、この陸中建設さんと菊地建設さんが協力会社として入るというのは、なるほど、地元はこの仕事を進める上でのいわば発注の窓口的な意味合いでそういうふうにしたんだというのは、何となくわかるんですが、なぜここに設計屋がまた協力会社で入るの。この設計会社は何やるんですか。赤沼設計がどうのというつもりは全くないですから、そうじゃなく、この事業を進める枠組みとのかかわりで、何で地元の設計屋がまたここで協力会社として位置づけられるのか。何かやるんですか、ここが。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 正確な業務分担というのは、まだこれから明らかになってくるものというふうに考えてございますが、まず設計業者としては久米設計、それから鹿島にも設計部門ございます。ただ、地元でこまめに動いていただくところとして、地元の設計業者を選んだんではないかと推察をいたしております。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） こまめにそういうことを全部一括でやるのがDB、デザイン・ビルドで、さらにご丁寧

に設計も施工も市の側に立ってそれを補助するために5,000万かけて三菱地所を頼むというこまでやっていて、私の思いは、建設工業新聞にどんと載りましたよね、一面トップ記事で。いろいろな意見がいっぱい来て

います。多分、同僚議員にもいろいろな人が、電話なり来ていると思いますよ、私にでさえあれぐらい電話来るん

ですから。

業界の皆さんの積極的な意見、それから懸念する意見、否定的な意見、全部疑問の意見だけではないです、もちろん。けども、ある業者というか、共通してこう言っています。完全なる地元排除の論理だと言った人も

います。

先ほど、山崎部長は、ジョイントに地元業者を云々というのは、必ずしも云々というふうに先ほど説明したんですが、私は発注者としてのどういうこの事業を通して完成品を仕上げるのかという視点と、110億の総事業費が、地域の経済にどう寄与するのかという点から見れば、ちょっと威張った言い方しますが、私が市長だったらジョイントに地元業者入れてくれないと困ると、私は、そのぐらい迫力を持って、今の地域経済の実態も示しながら復興道半ばのときに、何で東京に本社があるような、または仙台に営業所があるようなところにばかり仕事を持っていくのかという視点でもっと詰めてほしかったなど、正直にそうすぐ思うんです。

そういうのが、過去の例からでも、多くの地元の業界の皆さんは、大手ゼネコンが入ってくることを否定はして

いません、誰も。松本議員が言ったような意味を含めて、その役割は十分認めた上で、それで今協力会社って

どういう関係ですか、市とは関係ありませんと。JVとの関係で、今後、その業務の内容は煮詰まっていくもの

と思われまうというふうに至っては、そもそもこの事業を地元の経済界にどういう波及効果をもたらしてほし

いという視点が、実際にはやっぱり抜けているんじゃないかというふうに、私は思います。

もう一つ、いろいろな意見が出ているので大事だと思うので一言言っておきますが、ある方が、地元の業界の

皆さんに聞かれて、「そうはいっても孫請、下請には入るんだよね、宮古は」「ああ、今回は無理無理」、ここ

まで明言している人いるんですよ。それが本当にそうなるかどうかは別にして、今後のことですから、私も確証

ないので言いませんが、そういうのが、今地元の建設業界の中ではもう触れ渡っているということをちゃんと

わかった上で、私は地元業界を育成するし地元経済に還元できるように、やっぱり断固としてここは姿勢を曲

げないと、私はそういう決意で臨むべきだと思いますよ。市長、違いますか。どうでしょうか。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 最初から、この事業始まったときから、できるだけ地元還元するというような気持ちで私もやってきておりますので、そのような形になるように努力していきたいというふうに思います。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 今までそういう答弁してきているのはわかっているんですが、我々議会に皆さんが、先ほど田中議員も引用しましたが、デザインビルド方式と、アットリスク方式でなぜDB方式を採用するかというものの説明でこういうことを強調しました。書いてあるのを読み上げます。大手建設会社と地元企業の共同企業体（JV）とすることが可能であると。我々を説得するのにこういう文言でしゃべっているんですよ。

もう一つ。その場合には、地元企業も担当者を供出する必要がある、当たり前ですよ。それから、宮古市近郊で業務経験がない会社は参加しない可能性が高い、そうですね。しかし、このDB方式だと、元請業者に一定の理解がされており、複数者の参加者が見込めるから、宮古市はDB方式を採用するんだという、ここまで言い切っていてJVには1者も加わらない。ちまたでは、下請も今回はもう入れないそうだと。いやそれは、だからそういうことが、業界の中でこういうふうに話題になっている、それは根拠があるからなんですよ。根拠というは、言葉の根拠です。

そういうことを踏まえて、私は、この協力会社というのは本当に、私は直感的にはこう思いました。JVに1者も入らない、そうすると、あんまりじゃないのか、何で110億円の巨額なこの公共事業が、何で宮古には1者も入らないような仕組みになるのかという批判が起こると、やっぱりまずいからというんで、何かよくわからない、今後検討するだろうということで、この協力会社というのを何かとってつけたように、私つけたんでないかというふうに、ちょっと正直そう思いました。

今、それをまともに聞いたらば、発注者である市とは関係ありませんと。今後、JVと3者と、今から掲げた協力会社の間で、いろいろ協議するんだと思いますよという。そうかもしれませんが、発注者である宮古市の意向は、どこにこの事業ではあるんだということが、私はさっぱり伝わってこない。そういう意味で聞いているんですが、もう一度これを聞いて終わりたいと思うんですがどうでしょうか。

〔何事か発言する者あり〕

○20番（落合久三君） 高橋さんには聞いていませんよ。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 基本的に3点の配点の中には、JVを組む、それから協力会社という2つの項目がありました。JVを組んでいただければ満点ということでしたけれども、それが協力会社だけということで1.5になった。

先ほど来説明していますとおり、その地元受注に向けては、市側というのは基本的に受注者側に要請をしていくしかない。やはり命令という形はとれない。先ほど言ったとおり、そこを協力会社である建設会社に対して、三菱地所の部分をちょっと当たらせて情報収集した上で、市として受注者に要請をしていくしかないし、そこら辺を実施設計をやりながら、そういった部分で、どの、先ほど説明したとおり工種工程で、これは地元ができるのかという見きわめも、やっぱり餅は餅屋ですから、そういう意味での三菱地所の支援も必要だなというふうに考えておりますので、そこはそういう努力をしていきたいということでご理解をいただければと思います。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） リスク分担表に基づいて、1点だけ簡単に質問いたします。

問題は、この資料の宮古市の負担するという丸の部分なんです。中でも重要なのが、今、さっきJRさんから説明いただきました、用地瑕疵リスクですか、真ん中あたりにあります、用地瑕疵リスク。建設予定地の土壌汚染、地中障害物などによる計画変更及び工期の延伸、追加費用が生じた場合には、宮古市の負担。

次に、計画リスク、設計リスク。市の指示、提示条件、指示の不備、変更による設計変更に関するもの、これも市の負担。同じくその2つ下の文、市の指示、提示条件、条件の不備、変更による工事費の増加に関するもの、市の負担。その1つ離れた下、同じような意味で、市の指示による工事完了の遅延に関するもの、つまり、指示が不十分だったということで工事がおくれたら、それはもう全て受託者ではなくて市の責任だと。

そこで、この市の立場に成りかわるのが三菱地所になるわけですね。市にはもともとそういう能力を有する職員がいない、ちょっとそう言うのと語弊が生じますが、だから、支援管理業務を入れるんです。ざっと何千万の金をかけてね、とおっしゃっていますので聞くんですが、そうだとするならば、この市の負担の部分について、少なくとも三菱地所との、そのいわばリスク分担については、協議をすることが、私は重要だと思うんですよ。これは、宮古市の立場を代弁する立場ですから、三菱さんは、宮古市にはその判断能力がないんですよ。だから、市が負担します。そのいわば能力不足を三菱地所をお願いをする。こういう形でしょう。だから私は冒頭に、二重経費じゃないのかと言ったのはその部分なんです。

たまたま国のほうが、今、大分、25年間皆さん税負担を押しつけて、25兆円の財源の担保とれているものから、被災地と関係ないところまでばらまいているわけですよ。それはさておいて、この分については、どういうふうな理解ですか。

つまり、宮古市の立場を代行する支援業務、こことのいわばリスク負担、今後する気があるのかないのか、そこだけ伺います。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 先ほどお配りしたリスク分担表につきましては、設計段階から有効でございますので、まずは設計段階において、実施設計の内容を三菱地所とともに、市のほうでもチェックをしながらリスク回避に努めたいというふうに考えてございます。施工段階でも同様というふうに考えてございます。

あとは、三菱地所と十分な情報交換しながら、お互いにチェックをしながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 残念ながら、答弁を上手に避けております。かわした答弁をいただいたなという思いがしますが、私は意見だけ申し上げます。

当然、市の立場になり得るということで、ずっと説明しておりますので、この市が負担するというのは少なくともそういう事態が生じたら、半分は三菱さんが負担するとかそういう協定があったっていいんじゃないですか。そういう意味で、そういうつもり、考えがあるのかないのかということを聞いています。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 先ほども部長のほうから申しあげました善管義務が発生してございますので、そこは法的に処理をしていきたいというふうに考えてございまして、重大な瑕疵が三菱にあった場合には、当然それは求めていくべきものというふうに考えてございます。

○議長（前川昌登君） ほかにないようですので、この件についてはこれで終わります。

そのほか、皆さんから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

閉 会

○議長（前川昌登君） なければ、これで議員全員協議会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午後５時２４分 閉会

宮古市議会議長 前 川 昌 登